

泉南市こども計画

概要版

こどもとおとなが、ともに夢や希望を語り、育むまち・泉南

令和7年3月
泉南市



1 こども計画とは？

泉南市こども計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であり、これまでの「泉南市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐ計画です。また「泉南市子どもの権利に関する条例」の考え方のもとで、本市のこども支援などについて定める計画です。



■ 計画の期間

本計画の期間は、**令和7年度から令和11年度までの5年間**とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、利用量の大きな変動などがあった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

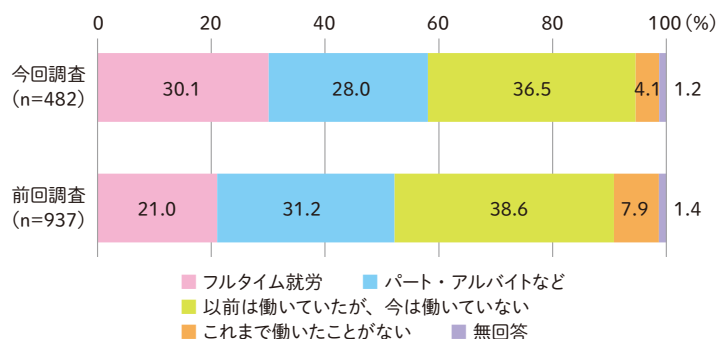
2 泉南市の現状

■ 保護者へのアンケートにみられる現状

母親のフルタイム就労が増加している

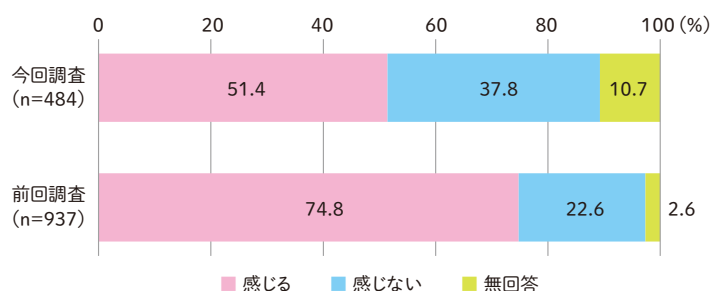
小学校進学前のこども（就学前児童）の母親のフルタイム就労が、前回のアンケート調査時よりも増加しており、共働きの子育て世帯が増加していることがうかがえます。

母親の就労状況（就学前児童）



出典：泉南市子ども・子育てに関するアンケート調査報告書（保護者調査）

地域に支えられていると感じるか（就学前児童）



出典：泉南市子ども・子育てに関するアンケート調査報告書（保護者調査）

地域のつながりは減少している

地域の人に支えられているという実感は、前回のアンケート調査時から大幅に減少しています。

新型コロナウイルス感染症により、数年間地域の取り組みができず、地域の子育て家庭への接点が減ってしまったことがうかがえます。

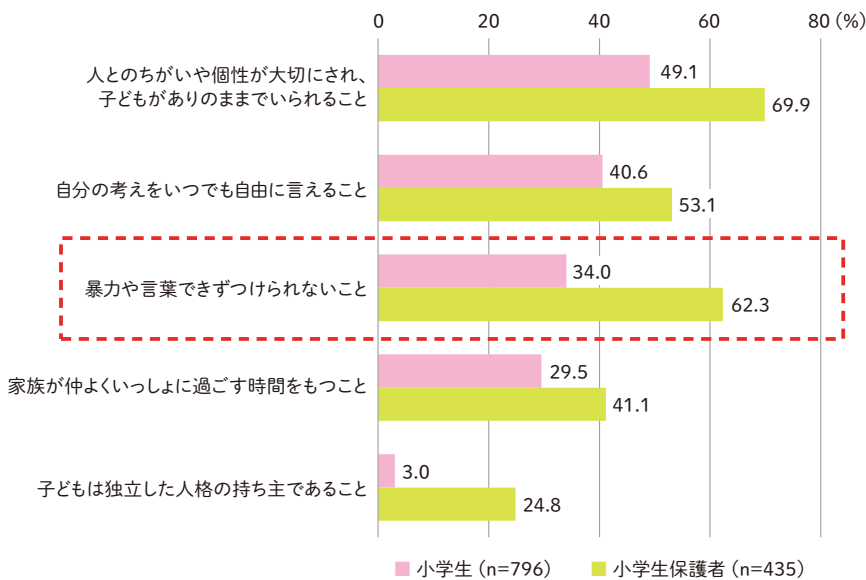
■ こどもへのアンケートにみられる現状

こどもと保護者の意識が異なる

保護者が、子どもの権利について特に大切だと思うことに對し、こどもが特に大切に思ってもらえていると感じることを比較すると、いくつかの項目で大きな差がみられました。最も差が大きかったのは「暴力や言葉できずつけられないこと」となっています。

保護者が意識しているよりも、こどもたちはおとなの日常的な言葉などに傷ついている可能性があります。

子どもの権利について特に大切なこと（保護者）
子どもの権利について大切に思ってもらえていること（こども）



※保護者・こどもで割合に差のある5項目

保護者の意識とこどもの意識に最も差のある項目

出典：泉南市子ども・子育てに関するアンケート調査報告書（こども調査）

■ こどもへのヒアリングにみられる現状

本市のこどもや若者の意見を聴取するため、重要なテーマに関して直接お話をうかがう機会を設けました。

悩みの相談・救済について

悩みがあってもはじめてから専門家に相談するのはハードルが高い、というご意見が多数聞かれ、専門性の高い相談支援をいくら整備しても、日常的な関係性がなければこどもたちの自発的な相談にはつながりづらいことがうかがえました。

こどもの居場所について

こどもの過ごしやすい場所については様々な意見がありましたが、全体として、周囲に気づかいなく集まれる場所を望む傾向がありました。また、居場所に求めることもそれぞれであることから、こども自身が居場所のあり方を決められることも重要と考えられます。

3 計画の基本的な考え方

■ 基本理念

本市はこれまで、次の基本理念のもとで施策を推進してきました。

新たな法のもと「泉南市子ども・子育て支援事業計画」から「泉南市こども計画」になりますが、本市の基本的な思いは変わりません。したがって、基本理念はこれまでのものを継承することとします。



こどもとおとなが、ともに夢や希望を語り、
育むまち・泉南

こどももおとなも、ひとりひとりの尊厳が尊重され、
現在を見据えて未来に夢や希望をもってつながることができるまち



■ 基本的な視点

計画を推進するに当たり、本計画では子どもの権利条約の4つの原則を基本的な視点として、施策を検討します。



こどもがいかなる差別も受けないこと

すべてのこどもはいかなる理由であっても差別されることなく、「泉南市子どもの権利に関する条例」に定めるすべての権利を保障します。



こどもの最善の利益を考えること

こども支援を考えるに当たっては、「こどもの最善の利益」であることを常に念頭に置き、おとなや社会の都合の支援になっていないかを考えます。



こどもの命を守り成長を支えること

すべてのこどもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、福祉・教育・保健・医療、経済支援等、社会的支援を整備します。



こどもの意見を尊重すること

こどもは自分に関係のある事柄すべてについて、おとなと同様に意見を表明することができ、またその意見表明が「意味のある参加」となるように、環境や仕組みを整備します。

■ 施策体系

基本目標

基本施策

I 子どもの権利擁護・救済の仕組みづくり

- (1) 子どもの権利の推進
- (2) 相談・救済の仕組みづくり

関連する「泉南市子どもの権利に関する条例」の条項 | 第3～6条、第8条、第11条、第15～19条

II すこやかに生み、育てる環境づくり

- (1) 妊娠期からの切れ目ない支援
- (2) 小児医療体制の充実

関連する「泉南市子どもの権利に関する条例」の条項 | 第3～4条、第6～9条

III 子育て家庭を支援する体制づくり

- (1) 子育てに関する情報発信・提供
- (2) 地域における子育て支援事業の充実
- (3) 子育てと仕事の両立支援
- (4) 育児不安の軽減と児童虐待防止への支援
- (5) こどもが平等に育つための支援
- (6) 障害児への支援

関連する「泉南市子どもの権利に関する条例」の条項 | 第3～4条、第6～11条

IV 豊かなこども・若者時代をすごすための社会づくり

- (1) 就学前のこどもの学び・育ちへの支援
- (2) 小・中学生のこどもの学び・育ちへの支援
- (3) 若者の学び・育ちへの支援
- (4) こどもの居場所づくり
- (5) 多様な体験機会の創出

関連する「泉南市子どもの権利に関する条例」の条項 | 第3～8条、第11条、第14条、第18～19条

V 安全・安心のまちづくり

- (1) 市民の参加と協働
- (2) 地域の環境整備

関連する「泉南市子どもの権利に関する条例」の条項 | 第3～4条、第6～7条、第12～14条

4 施策の展開

基本目標 1 子どもの権利擁護・救済の仕組みづくり

こどもは自身が権利を持っていることを認識し、権利が侵害されたときには、安心して相談・救済できる仕組みが必要です。特に、全国的に増加するいじめ・不登校・ひきこもりなどの課題に対して、こどもや若者が安心して不安や悩みを相談しやすい体制づくりを推進します。

基本施策

1 子どもの権利の推進

2 相談・救済の仕組みづくり

主な指標

主 な 指 標	基準値	計画目標
子どもの権利に関する状況把握・啓発（教育・保育施設対象）	毎年全施設に実施	維持
せんなん子ども会議の開催	年10回	維持
救済委員会	なし	設置・取り組み環境の維持

基本目標 2 すこやかに生み、育てる環境づくり

妊娠・出産・育児期を通じて親へのきめ細かな支援に取り組み、こどもがすこやかに育っていける環境づくりに取り組みます。

基本施策

1 妊娠期からの切れ目ない支援

2 小児医療体制の充実

主な指標

主 な 指 標	基準値	計画目標
両親教室の実施回数	年 3 回	維持
乳幼児健診の受診率	96.5 %	100 %

基本目標 3 子育て家庭を支援する体制づくり

家庭への経済支援や地域から日常的な支援を受けられる場づくりを通じて、こどもがすこやかに育っていける環境づくりを行います。加えて、障害児や医療的ケア児であっても、多くのこどもと同じく地域の中でのびのびと暮らしていけるよう、地域における居場所づくりを推進します。

基本施策

1 子育てに関する情報発信・提供

2 地域における子育て支援事業の充実

3 子育てと仕事の両立支援

4 育児不安の軽減と児童虐待防止への支援

5 こどもが平等に育つための支援

6 障害児への支援

■ 主な指標

主 な 指 標	基準値	計画目標
子育てガイドブックの更新	毎年	維持
子育てサロンの活動回数	100回	維持
障害児支援の地域社会への参加・包容のための関係機関の協議の場の設置（障害児福祉計画）	未設置	設置

基本目標 4 豊かなこども・若者時代をすごすための社会づくり

地域と連携・協力しながら、学校づくりや地域におけるこどもの居場所づくりを促進し、こども・若者が社会の主人公として尊重されていると感じられる取り組みを推進します。

■ 基本施策

1 就学前のこどもの学び・育ちへの支援	2 小・中学生のこどもの学び・育ちへの支援
3 若者の学び・育ちへの支援	4 こどもの居場所づくり
5 多様な体験機会の創出	

■ 主な指標

主 な 指 標	基準値	計画目標
教育支援センターの実施	週 5 日	維持
みんな仲よし会議の開催	2 回	維持
子ども元気広場実施日数	延べ691日	維持

基本目標 5 安全・安心のまちづくり

地域の団体等の活動を支援し、地域の実情にあった支援体制の構築を促進します。また、こどもが犯罪や交通事故等に巻き込まれないよう、安全・安心な地域づくりを進めます。

■ 基本施策

1 市民の力の活用と協働	2 地域の環境整備
--------------	-----------

■ 主な指標

主 な 指 標	基準値	計画目標
福まちサポートリーダー人数	73人	維持・増加
こども110番の家（旗及びタペストリーの配布数）	204本	維持



5 量の見込みと確保方策

■ 教育・保育給付対象事業

幼児教育・保育については人材を確保し、供給体制の維持に努めます。

認定区分		量の見込み（単位：人）	
		提供施設	令和7年度 令和11年度
1号認定（3～5歳）		幼稚園・認定こども園	484 339
2号認定（3～5歳）		保育所・認定こども園	563 536
3号認定	0歳		59 52
	1歳		121 117
	2歳		176 155

■ 地域子ども・子育て支援事業（主な事業）

子育て世帯の多様な課題・保育ニーズに対応します。

地域子ども・子育て支援事業	量の見込み		事業の内容
	令和7年度	令和11年度	
地域子育て支援拠点事業	年間 9,724人	年間 12,384人	乳幼児親子が集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談などを行う事業です。地域子育て支援センターをはじめ、4カ所において実施しています。
妊婦健康診査	332人	300人	すべての妊婦の健診受診に対し、1人当たり14回分の公費負担を実施します。
養育支援訪問事業	217人	416人	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、要保護児童対策地域協議会が中心となった地域一体の見守りネットワークを構築します。
ファミリー・サポート・センター事業	年間 222人	年間 232人	児童の送迎や一時預かりなど育児の援助を「行いたい人（協力会員）」と「受けたい人（利用会員）」からなる相互援助活動を行う事業です。
病児・病後児保育事業	年間 1,306人	年間 1,120人	児童が病気の期間において、一時的に預かる事業です。現在本市においては、4カ所で体調不良型を行っています。
放課後児童クラブ	443人	469人	家庭が昼間留守などになる児童を対象に、授業の終了後などに、適切な遊びや生活の場を与える事業です。本市では、10カ所で実施しています。
妊婦等包括相談支援事業 新規	年間延 996人	年間延 900人	こども家庭すこやかセンターを中心として、妊娠期から面談により情報提供や相談等を行い、伴走型相談支援を行います。
こども誰でも通園制度 新規	—	35人	令和8年度から全国一律で実施することとなった事業で、満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用可能枠の範囲で子育て支援をします。

泉南市 こども計画 概要版

泉南市 健康子ども部 子ども政策課

〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号
Tel (072)447-7747 Fax (072)483-7667

